

十勝障がい者就業・生活支援センターだいち



だいち通信

新年特別号

平成30年1月17日発行

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地ソネビル2F TEL (0155)-24-8989 FAX(0155)-20-7367
E-mail shien-daichi@ymail.plala.or.jp URL http://www.keisei-kai.jp/daichi/



毎年恒例行事のように就労支援の法制度が変化し続けていく中で、情報をいかに収集し読み取り解釈していくのかは、就労支援に携わっている関係者であればとても感心を向けている部分だと思います。解釈の仕方が違うことで、市町村によって対応が違ってしまったり、利用できると思っていた制度が居住地によって利用できなくなってしまうと、本来起こってはいけない事が、現実問題として出てきている現状があります。今回発行させて頂いた通信では十勝管内の雇用情勢と来年度法改正の情報を中心にお伝えしております。客観的な情報を「冷静」に読み取り、地域の方々とは「熱く」具体的に情報交換が出来るように努めていこうと思います。そして何よりも個別の相談からスタートするニーズを大切に、スタッフ一同業務を行って参ります。今年もよろしくお願い致します。

センター長 新明 雅之

就労系福祉サービス事業所 資源マップの更新 & 次年度の更新方法について

平成27年度より作成にご協力いただいております、「就労系福祉サービス事業所一覧（通称：資源マップ）」の更新のお願いです。

この資源マップは、各関係機関の皆様とのつながりを強くする目的と、この資源マップを利用する相談者・関係機関の皆様へ、正確かつリアルな情報をお届けするという目的で作成しております。

資源マップのデータは当センターにございますので、定員数、事業所住所などの変更・更新が必要な事業所の方は、お手数をおかけいたしますが当センターにご連絡いただきますようお願いいたします。現時点での資源マップに関しては、当センターホームページに掲載しておりますのでご確認ください。次年度以降の資源マップの更新方法については、検討させていただいており、今年度中にはみなさまへご提案・ご相談させていただきます。

年度末のお忙しい時期かとは思いますが、ご協力のほどよろしくお願い致します。

障がい者就労支援 ネットワークセミナー

障がいのある方が地域にいても相談できる体制づくりの一環として巡回相談や就労支援に関する情報交換・課題整理・活動のきっかけ作り・顔の見える関係づくりを目的に平成19年度より十勝を5ブロックにわけて行っています。

◆1/26(金) 東十勝エリア(浦幌町開催)
☆就労支援センターこんばすの就労支援について

◆2/19(月) 西十勝エリア(芽室町開催)
☆芽室町の就労支援について

◆2/20(火) 東北十勝エリア(陸別町開催)、
2/26(月) 南十勝エリア(大樹町開催) ☆
こんな相談があった場合どうしますか? ※参加者で相談内容から考えます。

◆2/28(水) 北十勝エリア(上士幌町開催)
☆社会福祉法人更葉園の就労支援について
全エリア、巡回相談が11時~14時、セミナー・情報提供が14時~16時となっております。相談会は予約制ですので、事前に当センターまでご連絡をください。

詳しい内容は、ホームページに掲載しています。みなさまの参加をお待ちしております。

十勝管内の障害者雇用率 全道平均上まわる!

帯広公共職業安定所管内の平成29年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果が、発表されました。民間企業の雇用率は前年比0.08ポイント増の2.02%で法的雇用率2%を達成した企業の割合は5.82%増の56.8%となりました。

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		帯広所	北海道	全国	帯広所	北海道	全国
民間企業	2.0%	2.02%	2.13%	1.97%	56.8%	54.1%	50.0%
都道府県知事部局、都道府県機関、市町村部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	2.3%	2.20%	2.56%	2.49%	90.0%	95.2%	89.0%
都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	2.2%	2.67%	2.04%	2.22%	100.0%	71.4%	84.4%
独立行政法人等	2.3%	2.45%	2.19%	2.40%	100.0%	81.8%	78.3%

平成30年4月1日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります

4月から精神障害者雇用が義務化

平成30年4月より障害者雇用率の算定に精神障害者が加わることの事情を踏まえ「障害者雇用の促進等に関する法律施行令」等が改正されます。それに伴い、45.5人以上の規模の企業が対象となり、十勝管内では20社程度増える見込みとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%

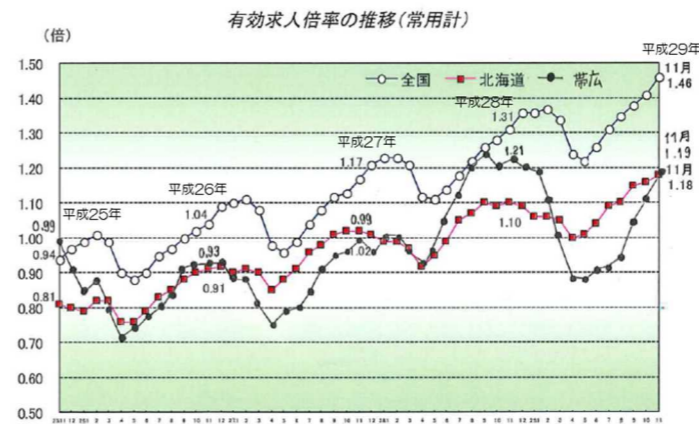
十勝管内の雇用情勢

十勝管内の常用有効求人倍率は、前年同月を9ヵ月連続下回っているものの、1.19倍と、5年連続全道値を上回っており、深刻な人手不足となっている状況です。有効求人倍率とは、有効求職者に対する有効求人数の割合で、雇用動向を示します。職業別の求人・求職のバランスにおいて、事務職・軽作業の倍率がともに約0.4%に比べ、サービス・生産ともに約2.7%と差が生じていることから、希望職種選定や適切なマッチングが必要とされていることも伺えます。また、十勝管内雇用の障害者数の推移は、5年間で実雇用率0.31%増と右肩上がりになっています。また、障害の種別としては精神障害者の雇用が約3倍になっています。

〈有効求人倍率とは?〉
「求人数(ハローワークで登録されている仕事の数)」を「仕事をしたい人の数で割ったもの」

求人数	応募した人の数	有効求人倍率
1	1	1
1	2	0.5
2	1	2

★簡単に言うと・・・
有効求人倍率の値が1より大きければ求職者よりも求人数が多いことを意味し、1を下回れば求人数よりも求職者が多いということです!



今後も精神障害者、発達障害者の雇用と就労のニーズが高まることから、更なる障害についての理解や支援者のスキル向上が問われると考えます。

平成30年4月からの 障害福祉サービス等報酬改定に向けて

十勝管内には就労系福祉サービス事業所が89件となり、働くための支援と様々な働き方ができるようになってきました。しかし、町村には社会資源がなく、地域にあるサービスが日中の活動や就労支援の役割を担わざるを得ない状況にもあります。

〈十勝管内の就労系福祉サービス数〉

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
帯広市	10	12	30
町村	4	4	29
合計	14	16	59

今後の報酬の見直しに伴い、就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進も求められます。

今回の改定のポイントの1つに『就労定着支援』の創設があります。厚生労働省は、就労定着支援事業の創設については、以下のポイントがあると示しています。

- ①利用期間内で十分な能力向上のための支援を行ったこと
- ②利用者の適性の把握と就職先開拓に努める等の適切なマッチングを行ったこと
- ③就職後に発生した職場での課題に都度対応する定着支援を提供したこと

上記をふまえ、平成30年度からの基本的な方向性について、の研修会をご案内します。

帯広市地域自立支援協議会

就労・社会活動部会

日時：平成30年3月23日(金) 13時半~
場所：帯広市役所 10階
内容：平成30年障害福祉サービス等報酬改正など、制度改定のポイントについて

※詳しくは後日、文書にてご案内致します

ホームページに研修報告など随時更新しておりますのでご覧下さい!